

## 地元業者活用計画書

申請者名 \_\_\_\_\_

地元業者の活用率	本工事における、地元業者の活用計画は以下のとおり。  地元業者の活用率は (資材購入等を含む。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 90%以上</li> <li>・ 80%以上90%未満</li> <li>・ 70%以上80%未満</li> <li>・ 60%以上70%未満</li> <li>・ 50%以上60%未満</li> <li>・ 50%未満</li> </ul>
本工事のしゅん功時には、「地元業者活用報告書」(様式9)を提出します。	

注1 該当する項目に○をすること。

2 地元業者とは、本工事の公告日において旭川市内に本店を有する者であること。

3 活用率は以下の算式により、小数点以下を切り捨てた整数によること。

$$\left[ \text{活用率} = \frac{\begin{matrix} *① \\ \text{地元業者の元請施工金額} \end{matrix} + \begin{matrix} *② \\ \text{地元業者の下請施工金額の合計} \end{matrix}}{\begin{matrix} *③ \\ \text{元請金額 (請負金額)} \end{matrix}} \times 100 \right]$$

①「地元業者の元請施工金額」とは、元請業者が地元業者である場合に、自ら施工する金額(購入する資材等を除く。)と、元請業者が購入する資材等のうち、地元業者から購入する金額の合計(元請業者が資材等を地元業者以外から調達する場合は、元請施工金額に算入しない。)

②「地元業者の下請施工金額の合計」とは、元請業者が地元業者と下請契約(一次下請)をする金額の合計

③「元請金額(請負金額)」とは、旭川市と契約しようとする金額(税込)

4 本工事のしゅん功時に、「地元業者活用報告書」(様式9)を提出すること。

5 地元業者活用報告書により確認される活用率が地元業者活用計画書より下回る場合は、その理由について文書による説明を求めるとともに、旭川市工事成績評定要領に基づく工事成績評点の減点の対象とする。